

随意契約理由

令和5年(2023年)1月16日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市生活保護システム令和4年度標準化対応(影響調査)業務委託
契約内容	豊中市生活保護システム令和4年度標準化対応(影響調査)業務委託
契約締結日 及び契約期間	令和4年12月23日 令和4年12月23日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 大阪第一統括ビジネス部
契約金額	4,147,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「デジタル・ガバメント実行計画」を令和2年12月25日に閣議決定し、自治体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組むこととしている。</p> <p>生活保護システムは、富士通株式会社(令和2年10月1日より富士通Japan株式会社に事業譲渡)が独自に開発したシステムで、導入時に市の業務運用に合わせるため、独自カスタマイズ機能の開発等を行い、パッケージシステムに適用している。</p> <p>生活保護システムは「自治体情報システム標準化・共通化」対象の業務に該当し、令和7年度までに標準準拠システムへ移行することが目標として定められている。</p> <p>標準準拠システムへの移行においては、国の標準仕様書と現行システムと機能の差異を洗い出し・分析等の影響調査及び業務分析(Fit&Gap作業)を行ったうえで、現行の業務フローの見直し等を行う必要がある。</p> <p>標準化対応作業においては、業務システムの開発・改修を行い、運用保守業務において日頃の業務運用にも携わる現行システムベンダーが実施することが、標準準拠システムへの安定的な移行が実施できるため、随意契約を行うもの。</p>